

新型コロナウイルス関連 対象者別対応一覧（令和4年度オミクロン対応 ver.）

別紙

1 本人が以下に該当する場合、出席停止とする

状況	即日 教育委員会へ報告・連絡	本人の出席（勤務）停止期間	対応	感染症による出席停止報告
PCR 検査あるいは抗原検査により 陽性	必要（電話連絡） 児童生徒の場合→学務課 教職員等の場合→学校支援課	療養期間が終了するまで （保健所または医療機関から指示された期間）	・対象者情報や学校活動について情報収集を行い、必要時、学校医と相談の上学級閉鎖等の検討を行う（「3 学級閉鎖等の判断」を参照） ・学校配信メールを送る	第一種感染症
濃厚接触者 （陽性者と同居している、会食した、一緒に遊んだ等濃厚接触が疑われる場合も含む）	不要	感染者と最後に接触した日の翌日から起算して7日間 （保健所から指示された期間）	濃厚接触者となった経緯を保護者から聞き取る。	第三種感染症その他
学校で陽性者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした（給食の黙食は除く）	不要	<u>濃厚接触者の取り扱いを参考にして学校において判断</u>	<u>陽性者と感染可能期間（発症前48時間～）に接触があり、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等について聞き取り調査を行う。</u>	
PCR 検査あるいは抗原検査を受けた結果が陰性	不要	検査結果が出るまで	検査を受けることになった経緯や検査結果を保護者から聞き取り	
発熱等の風邪症状がある （検査対象外）	不要	解熱後24時間経過し、症状が改善するまで	かかりつけ医等医療機関の受診を促す	
医療的ケアが日常的に必要な基礎疾患等あり	必要 教育指導課へ	個別判断	・地域の感染状況を踏まえ当該児童生徒の健康状態や登校等に関する主治医の見解を保護者に確認する。 ・学校での受け入れ体制も含め学校医に相談	
海外から帰国・入国	不要	国が定めた自宅待機期間 （個別判断）	・本人または家族との連絡を密に行う ・健康上問題なければ自宅待機期間後登校可能	
感染予防のため不安で休ませたい	必要 教育指導課へ	個別判断	・欠席させたい事情をよく聴取する。 ・学校で講じる感染症対策について十分に説明し、学校運営の方針について理解を得られるよう努める。 ・保護者の申し出に合理的理由があると校長が判断する場合、出席しなくてもよいと認めた日（出席停止とし、欠席扱いとしない）とする等柔軟に対応する。	
本人が新型コロナウイルスのワクチン接種に行く	不要	個別判断 ※ワクチン接種に行く日、また、それに付随して受診等が必要な場合はその日も含む。		
ワクチン接種後に発熱や倦怠感など風邪症状様の副反応が出た	不要	解熱後24時間経過し、症状が改善するまで	数日経過しても症状が改善されない場合は、接種医療機関へ相談するよう促す。	

2 同居家族等が以下に該当する場合、出席停止とする

状況	即日 教育委員会へ報告・連絡	児童生徒・教職員の 出席（勤務）停止期間	対応	感染症による 出席停止 報告
PCR 検査あるいは抗原検査 により陽性	不要	感染者と最後に接触した日の 翌日から起算して7日間 (保健所から指示された期間)	本人が濃厚接触者になる可能性が高いため、「本人が 濃厚接触者」に準ずる	第三種 感染症 その他
緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用されている等感染がまん延している期間（東京都における国の新しいレベル分類が「レベル2」以上の場合も含む）は、以下 についても出席停止とする				
PCR 検査あるいは抗原検査を受ける (濃厚接触者以外の場合) <small>※職務上定期的に検査を受ける場合を除く</small>	不要	検査結果が陰性が確認できる まで		第三種 感染症 その他
未診断の発熱等の症状がある	不要	同居家族等の症状がなくなる まで	同居家族等の医療機関受診を促す	

- ※ 「出席停止」…学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止（欠席扱いとしない）
「校長が出席しなくてもよいと認めた日」…非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（欠席扱いとしない）
- ※ 陽性者の療養期間や濃厚接触者の待機期間は、国の方針によって変更する場合があります。都度、通知で周知しますが、区のホームページ等で最新情報もご確認ください。

3 学級閉鎖等の判断

同一学級で次のいずれかが判明した場合、原則、学級の最終登校日の翌日から5日間（土日祝日含む）を学級閉鎖とする。

(1) 陽性者が2名以上判明した

状況：陽性者の発症日が直近7日以内、感染可能期間（発症前48時間）に登校している、感染経路不明

(2) 陽性者が1名判明し、複数の有症状者がいる

- ※ 閉鎖の範囲や期間については、状況に応じた判断をお願いします。その際は、学校医や養護教諭の意見等も参考にしてください。
判断に迷う場合は、遠慮なく学務課の担当までご相談ください。
- ※ 陽性者が判明していない場合でも、同時に複数の有症状者が判明した場合には、校長判断で学級閉鎖を可能とする。
- ※ 閉鎖期間の延長は原則不要だが、学級運営が成り立たない場合等は状況に応じて校長判断で閉鎖期間の延長を可能とする。

- 参考情報
- ・ 文部科学省各種通知
 - ・ 東京都福祉保健局「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について」 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/soudan/coronasodan.html
 - ・ 東京都「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の「新しい日常」の定着に向けて～ 改訂版」
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/sanitation/covid19/school_guideline.html
 - ・ 東京都「オミクロン株の急拡大を踏まえた学校の対応手引き」 https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/sanitation/covid19/school_guide.html
 - ・ 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html